

給実甲第1390号

令和8年4月1日

人事院事務総長

給実甲第327号の一部改正について（通知）

給実甲第327号（免許所有者の経験年数の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
2 免許取得前の経歴についての取扱い 免許所有者のうち、次の各号に掲げる者で免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、それぞれ当該各号に定める年	2 免許取得前の経歴についての取扱い 免許所有者のうち、次の各号に掲げる者で免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、それぞれ当該各号に定める年

数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

一・二 (略)

三 医療職俸給表(二)又は医療職俸給表(三)の適用を受ける職員のうち、次の表の職員欄に掲げる者
次の表の経歴欄に掲げる経歴に係る年数の8割以下の年数(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下の年数で事務総長の承認を得たもの)

職員	経歴
(略)	(略)
義肢装具士	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係ある業務に従事した経歴(医療職俸給表(二)初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受ける者にあつては、事務総長の承認を得たものに限る。)
管理栄養	栄養士の業務に従

数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

一・二 (略)

三 医療職俸給表(二)又は医療職俸給表(三)の適用を受ける職員のうち、次の表の職員欄に掲げる者
次の表の経歴欄に掲げる経歴に係る年数の8割以下の年数(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下の年数で事務総長の承認を得たもの)

職員	経歴
(略)	(略)
義肢装具士	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係ある業務に従事した経歴(医療職俸給表(二)初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受ける者にあつては、事務総長の承認を得たものに限る。)

士	事した経歴		
(略)	(略)	(略)	(略)

以 上